

地域循環共生圏の創造に向けた取組について

平成31年2月

第五次環境基本計画の概要

環境基本計画について

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- ・計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- ・平成29年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**答申**。
- ・答申を踏まえ、平成30年4月17日に**第五次環境基本計画**を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は**相互に連関・複雑化**
- SDGs、パリ協定等、**時代の転換点ともいえる国際的潮流**

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**
 - ・環境政策による、**経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出**や、**経済・社会的課題の同時解決**に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「**地域循環共生圏**」の創造を目指す
- 幅広い関係者との**パートナーシップを充実・強化**
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「**環境・生命文明社会**」）を目指す

施策の展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「**重点戦略を支える環境政策**」として搖るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題



国際的な潮流



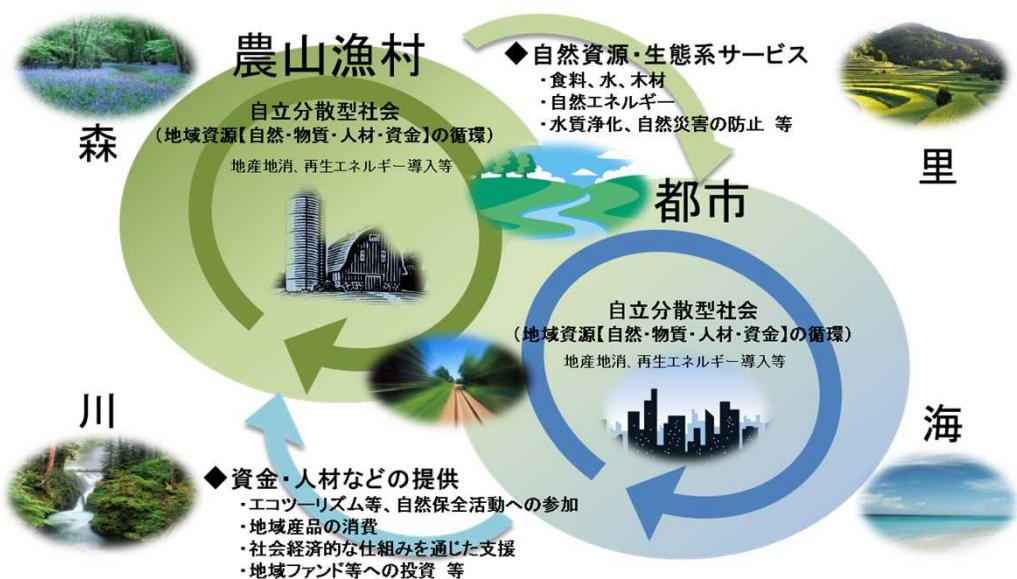
パリ協定の採択
時代の転換点
パリ協定が採択されたCOP 21の首脳会合でスピーチする安倍総理
(写真: 首相官邸HPより)

大きく考え方を転換
(パラダイムシフト)

(資料: 国連広報センター)

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

- サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム -

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」= 活力あふれる「地域循環共生圏」⇒「脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ」
「オーナーシップ」「ネットワーク」「サステナブル」 「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワーメントを基盤に」

→ 新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤

人々が健康で活き活きと暮らし幸せを実感することで、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域とも有機的につながることにより、国土の隅々まで豊かさが行きわたる。

「オーナーシップ」と「ネットワーク」 からなる生命系システム社会

